

## 建築基準法第 56 条の 2 第 1 項ただし書許可に係る神戸市建築審査会包括同意基準

### (趣旨)

- 1 この基準は、建築基準法（以下「法」という。）第 56 条の 2 第 1 項ただし書の規定による許可（以下「日影の許可」という。）に際し、既存不適格建築物等が生じさせる不適合である日影部分が実態上増大することのない一定の範囲内である増築等の計画について、形式的審査のみによって、周囲の居住環境を害するおそれがないと認められる場合に、あらかじめ同意を与えることにより、同許可に係る建築審査会の同意手続きの簡素化、迅速化を図ることを目的とする。

### (定義)

- 2 この基準において用語の意義は、次に定めるところによる。
  - (1) 建築物 法第 56 条の 2 第 2 項の規定による建築物をいう。
  - (2) 測定面 法第 56 条の 2 第 1 項の規定による水平面をいう。この場合においては、建築基準法施行令（以下「令」という。）第 135 条の 12 第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定が適用されるものとする。
  - (3) 隣地地盤の高さによる測定面 法第 56 条の 2 第 1 項の規定中「同表(は)欄の各項に掲げる平均地盤面からの高さの水平面」とあるのを「隣地又はこれに接続する土地で日影の生ずるものの地盤面（隣地又はこれに接続する土地に建築物がない場合においては、当該隣地又はこれに接続する土地の平均地表面をいう。）の高さの水平面」と読み替えた場合の同項に規定する水平面をいう。この場合においては、令第 135 条の 12 第 1 項第 1 号の規定が適用されるものとする。
  - (4) 時刻日影 建築物又は建築物の部分が、冬至日の真太陽時による午前 8 時から午後 4 時までの間において、測定面に生じさせる日影をいう。
  - (5) 既存時刻日影 増築に係る部分を除く建築物が、冬至日の真太陽時による午前 8 時から午後 4 時までの間において、隣地地盤の高さによる測定面に生じさせる日影をいう。
  - (6) 不適合日影部分 測定面内の、法第 56 条の 2 第 1 項の規定による範囲において、同項の規定による時間以上日影となる部分をいう。
  - (7) 増築等 増築又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替（3 に掲げる増築以外の増築を伴わないものに限る。）をいう。

### (同意の対象)

- 3 この基準は、法第 3 条第 2 項の規定により、法第 56 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けない建築物又は既に日影の許可を受けた建築物の敷地内における増築等であり、かつ、次のいずれかに該当するもの（(2)の規定については、増築に係る部分が生じさせる時刻日影の範囲が、建築物が生じさせる不適合日影部分の範囲に含まれないものに限る。）を同意の対象とする。

- (1) 増築であって、増築に係る部分が時刻日影を生じさせないもの
- (2) 隣地地盤の高さによる測定面の高さが測定面の高さより高い場合における増築であって、かつ、増築に係る部分を除く建築物が既存時刻日影を生じさせないもの
- (3) 増築であって、増築に係る部分が、バリアフリーを目的としたエレベーター昇降路等（増築に係る部分のみで単独に機能するものを除く。）又は太陽光発電等の環境に配慮した建築設備であって、当該部分が生じさせる時刻日影の範囲が、増築に係る部分を除く建築物が生じさせる時刻日影の範囲に含まれるもの
- (4) 増築等であって、建築物の立面形状に変更が生じないもの

（建築審査会の同意）

4 3に該当するものは、建築審査会が同意したものとみなす。

（建築審査会への報告）

5 特定行政庁は、4による同意を得て許可をした建築物については、すみやかに建築審査会にその内容を報告しなければならない。

## 附則

（施行期日）

この基準は、平成11年5月1日から施行する。

この基準は、平成18年5月1日から施行する。

この基準は、平成21年10月15日から施行する。

この基準は、平成23年2月18日から施行する。

この基準は、平成26年5月1日から施行する。